

2019年5月20日

各位

会社名 伊豆箱根鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 伍堂 文康
問合せ先 総務部総務課（株式担当）
Tel.055-977-1201（平日9時～17時）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月17日開催の取締役会において、2019年6月開催予定の第141回定時株主総会に、2019年9月30日をもって株券を発行する旨の定款の定めを廃止することを内容とする議案「定款一部変更の件」（以下「本議案」といいます。）を上程することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の内容

当社の第141回定時株主総会で本議案が承認可決された場合は、2019年9月30日をもって、株券を発行する旨の定款の定めが廃止され、当社が現在発行している株券はすべて無効となり、当社は株券廃止会社となります。

2. 当社第141回定時株主総会において権利行使することができる基準日株主

2019年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主
（当社定款第14条）

3. 株券廃止に係る定款変更の効力発生日

2019年9月30日（予定）

4. 株券廃止会社移行について

（1）株券廃止会社移行後の株主としての権利

株券自体は無効になりますが、株主さまのお名前または名称および住所が株主名簿に記載または記録されている限り、株主としての権利に変更はありません。

（2）株主名簿の名義書換を済ませていない方（他人名義の株券を所有している方）

当社株式を譲受・相続等で取得されたにもかかわらず株主名簿の名義書換をお済ませでない方は、そのままでは当社に対し、株主としての権利を行使することができませんので、自己名義に名義書換を行なう必要があります。

（3）株券廃止会社移行後の名義書換手続き

株券廃止会社移行後の株主名簿の名義書換請求については、譲渡人（株主名簿上の株主）及び譲受人の共同請求によることが原則となります。

なお、相続・合併・確定判決等に基づく場合などについては、譲受人単独で株主名簿の名義書換請求ができる場合があります。

以上

[よくある質問はこちらをクリック](#)